

パブリック・コメント提出意見の概要

1 実施機関

平成22年7月1日（木）～平成22年7月31日（土）

2 提出意見数

68件（9名、3団体）

3 提出意見

項目	番号	意見の内容
全体	1	業として自然を利用している農林水産業者からの意見の反映や、他の部局とのすり合わせなどを行い、実効性のある戦略としていただきたい。
	2	生物多様性の危機は深刻です。具体性のある内容にして、県民の理解を得、予算付けして、実効性のあるものにしてほしいと考えます。
	3	この戦略の、県行政の中でどのような位置づけをされているのでしょうか。この戦略であげられている様々な行動プランを実現するための十分な財源は確保できるのでしょうか。 この戦略が、権限が弱く、お題目だけが目立つ感のあった従来の環境施策の一つではなく、県政の基本的な姿勢・方向性をしっかりと統御し、未来へ向けて県民をリードする役割を持った画期的な戦略としていただきたい。
戦略策定の背景	4	戦略の期間の10年は一つの単位だが、もっと長期的な実行計画を作る必要があると考えます。
生物多様性の重要性	5	「生物多様性」という言葉は、一般には馴染みが無いと思われます。生物多様性条約の定義を踏まえつつも、県民全体が理解し共感できるような内容にしていただきたいと考えます。
	6	自然環境をきちんとつかみ、守っていくことが、人類の延命につながることをもっとわかりやすく具体的に提示すべきだと考える。
とちぎの生物多様性の概要及び特徴植物	7	気候帯と植物の関係の記述は理解できますが、枠内で益子町高館山の例が記述されているとおり、地図のように明確に区分できるのか疑問に思います。珍しいとされる益子のような事例のほうが、植物における栃木県の生物多様性の特徴を示すものではないか。地図も含め見直しをお願いします。 また、暖温帯に属する県南部の平地林や里山でも、落葉樹林帯が広く存在し、林床にカタクリなどの冷温帯由来の植物が残っていることなども言及すべきではないでしょうか。
とちぎの生物多様性の現状と課題 複合要因のイメージ	8	生物多様性の危機をもたらしている3つの要因があることと、それが複雑に影響し合っていることは理解できますが、この図にどのような意味があるのか分かりません。 3つの危機要因は、それぞれ背景も作用も違うのですから、単純に重ね合わせることはできないと考えます。重要なのは、3つ（地球温暖化を入れて4つ）の危機要因があることを確認し、それにどう対処していくかを示すことなのではないかと考えます。
	9	図中の「第2の危機」および「第3の危機」を、本文の内容を踏まえ、それぞれ「人の利用の低下により多様性が低下」、「外来種による地域固有の生態系の攪乱」に修正すべきと考えます。

野生動植物の生息・生育環境	10	県内全域で絶滅に瀕した種の生息・生育状況を把握する調査を実施するとともに、広く県民からそのような情報が提供されるような仕組みと、関係者と調整して生息地を保全する仕組みを作ってほしいと考えます。
	11	国の第三次生物多様性国家戦略の中で特徴的なのは、第2の危機と地球温暖化による影響が大きく取り上げられた点です。 素案もこれに則っていますが、現状の分析（P14）は旧来の延長です。第2の危機に係わるのは農業や農村の地域です。三番目の項目に里地・里山の利用・管理がなされなくなったために二次的自然に生息していた野生動植物が減少し、また野生鳥獣害が増加した、という現状を取り上げるべきです。
里地里山の利用	12	通常自然状態を切り開いて農耕地を作れば、農地（単一植生）が増えた分、多様性は下がり、むしろ手の入っていない自然状態の方が多様性は高いのではないのでしょうか。 ここで述べているホタルや春植物などは、多様性が高いという量的なことではなく、慣れ親しんだ生き物がいるという質的なことではないのでしょうか。これらの生き物がいることの大切さを示すべきだと考えます。また、量的なことであるのなら、データで示す必要があるのではないのでしょうか。
外来種の防除	13	特定外来生物の説明の最後に、「特定外来生物を野外に放し、また植えたり播いたりすることが禁止されています。」を入れる。これがないと特定外来生物を指定した意味が分かりません。
温暖化による影響	14	動植物の生息・生育状況のモニタリングや情報収集をもとに、地球温暖化による動植物への影響を把握することが必要です。課題の中に、追加すべきと考えます。
基本理念と目標 目標（目指すべき社会）	15	(1) 多様な生物とそれらのつながりを育む社会に「水の連続性を再生し、生きものが行き来できる生態系ネットワークを育む社会を目指す」を加筆すべきと考えます。
	16	(2) 将来にわたって生物多様性からの恵みを分かち合う社会に、生物多様性からの恵みを具体的に記述すべきと考えます。 例えば、第1章 第1節 戦略の背景の一部を引用して、「・・・生物多様性から、清らかな水や空気、災害の軽減、食料や木材、地域色豊かな文化を育む恵みなど、将来にわたって分かち合う社会を目指します。」などと加筆整理すべきと考えます。
10年後のイメージ	17	里地里山地域4つ目の○、利用することなしに里地里山の多様性は保全できないので、「～生物多様性に配慮した農業生産が展開され、その生産物の利用が広がっています。」とすべきと考えます。
	18	ガン類の定期的渡来、渡良瀬遊水地の湿地再生を10年後のイメージとして追加してください。例えば、「湖沼や湿地、冬期でも水が張られた水田には、ガン類の群れが定期的に渡来するようになり、冬の風物詩となっています。また、ラムサール条約湿地に指定された渡良瀬遊水地では、多様な主体の協働によって良好な湿地環境が再生され、関東におけるコウノトリの野生復帰の期待が高まっています」と修正すべきと考えます。

行動計画 エコシステムアプローチ	19	<p>基本理念の中に「人と自然が共生するとちぎ」とあり、エコシステムアプローチの用語解説では、「人間が生態系の構成要素であること」と書かれています。</p> <p>人間が生態系の構成要素だとしたら、生態系もその一部であるところの自然と共生するというのは、どういうことなのですか。「人」が「人間」と共生するのですか。</p>
基本的視点、広域的な視点	20	<p>より明確になるように、とちぎ戦略の大枠を「栃木県水環境保全計画」と照合させ、流域圏で施策の展開方向を明らかにすることを加筆すべきと考えます。</p> <p>また、同じような施策は見直しのときに統合し、『(仮称)とちぎの水環境と生物多様性を守り育てる条例』の制定へと発展させるべきと考えます。</p>
重要地域の保全	21	<p>益子県立自然公園など、早い時期に自然公園条例で地域指定した場所については、時代の変化・価値観の変化に伴い、環境保全に関する条例での指定に変更する必要があると考えます。</p>
	22	<p>「②自然環境保全地域などの指定を適正な管理」の中で、「自然環境保全に配慮した農林産物の生産には直接支払いなどの支援を行います。」を加えるべきだと考えます。</p>
絶滅のおそれのある種の保全	23	<p>違法捕獲・違法飼養については、ほとんどが確信犯であることから、罰則の強化を行うべきと考えます。</p>
里地里山の保全と活用	24	<p>家畜ふん尿や食品廃棄物の不適切な処理も、野生動植物のエサや生息生育環境に与える影響が大きいことから、これらの適正管理に触れる必要があると考えます。</p>
	25	<p>里地里山は、人手を入れて生物多様性を守る地域であると考えますが、素案ではほとんどがボランティアに関する記載です。里地里山を活性化するため、フードバレー構想などと連携し、里山ビジネスとしての取組が必要だと考えます。</p>
	26	<p>生物多様性のためには、まず我々が今住んでいる身近な里山（平地林）を生物多様性の宝庫とすべきだと思います。</p> <p>皆伐再生をすることで多くの動植物が戻ってきます。皆伐再生で、大人も子どもも楽しめる雑木林を作ることを提案します。</p>
	27	<p>「とちぎの元気な森づくり県民税」による様々な動植物が生息・生育する豊かな森づくりを推進する、との記載があります。</p> <p>しかし、現状では大部分が景観や人の利用を重視した整備になっています。この制度を利用して、どのように生物多様性の維持・向上に貢献する森づくりを行っていくのでしょうか。</p>
	28	<p>栃木県が県民に課している森林税の活用の具体策が提起されていない。どのように使っていくべきか明確にする必要があると考えます。</p>
	29	<p>林業に偏りすぎた記載となっていることから「農林業の活性化と県産農林産物の利用」とし、内容を書き換えるべきと考えます。</p>
	30	<p>当会が実施した県内各自治体調査（2010.6）では、有機農業推進計画のことが行政職員及び県民まで充分伝わっていませんでしたので、「栃木県有機農業推進計画」に、策定年度を明記し、①として掲載すべきと考えます。</p>

	31	公害問題が深刻化した時期より減少したとはいえ、農薬や化学肥料が県内の農地でいまだに広範囲かつ多量に使用されている現状から考え、また生物多様性の見地から考えて、②「栃木県有機農業推進計画」についての記載を①とし、入れ換える方が良いと考えます。
野生鳥獣の保護管理	32	「(3) 大学との連携による調査・研究」の表題に「試験研究機関」という言葉を入れる。理由：県や国の機関もあります。
外来種の防除	33	白根山のコマクサなど、日本の在来種ではあるが、その場所には本来生育していないにも関わらず、移植され、定着しているものがあります。 移入種への対応について、県として考え方をはっきりと示したほうがよいと考えます。
	34	一度販売された外来種を外へ逃がすな、放すなは無理だと思いますので、「外来種販売禁止の罰則を伴う条例を策定する」と戦略に書き込んでいただきたい。
	35	外来種については、行政が率先して、安易な外来生物の導入を止めるべきです。そのことを本戦略の中で明示すべきだと考えます。
	36	外来種の問題については、国外外来種だけでなく、国内外来種(国内移入種)の問題についても触れてください。購入したり、他地域から持ち込んだりしたものをホタルやメダカを放虫・放流する事例が見受けられます。本戦略の中で問題点を明記するとともに、普及啓発の必要性について言及してください。 また、キジなどの放鳥やアユなどの放流は遺伝的多様性の視点から、外来植物による緑化は逸出・定着による在来種への影響の視点から問題があります。すぐに結論が出る問題ではありませんが、検討の必要性について記載すべきと考えます。
	37	外来種をどこまで駆除するのか、また許容するのか、その基準をどう考えるか。この戦略で目指すものが明確でない印象を受けるので、この点を明記すべきだと考えます。
外来種の防除、化学物質	38	外来種の被害及び、外来種の防除の項目に、「人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質の環境への排出量・移動量の集計・公表(P R T R)など、化学物資による生態系への被害を予防する」(環境省・経済産業省・農水省・栃木県ホームページ)を掲載ください。
	39	生態系を攪乱する要因への対応として外来種と化学物質の被害は国家戦略において併記されている重要な視点である。 「人の健康や動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼす恐れのある化学物質の排出量・移動量(P R T R)の公表など、化学物資による生態系への被害を予防する」(環境省・経済産業省・農水省・栃木県ホームページ)等を加筆する。
外来種の防除、遺伝子組換え	40	素案では、「遺伝子組み換え」された植物に関する対応が記載されていません。 国内で、野生植物との交雑が確認されていることから、「行動計画の1つの柱」として起こす必要があると考えます。
地球温暖化への対応	41	地球温暖化への対応が出来なければ、1から4のあらゆる努力が無に帰します。生物多様性との関連でもっと具体的に書くべきです。

生物多様性を支える人づくり	42	水辺ビオトープに放流するメダカについて学校などから相談された場合、黒メダカにすべきか、緋メダカでもよいのか判断できない。 魚類の放流も含めて、「ビオトープづくり」マニュアルを県で作成すべきだと考えます。
	43	自然にかかる各分野を専門的に極める事ももちろん必要ですが、地域の自然を総合的に理解する為の学習法を構築する必要性を強く感じます。 自然を理解し保全して行くために、自然を学習する為の新しい体系が必要だと考えます。
	44	各職員が、自然環境に対してどのような見識を持っているかによって、自然を大切にす個々の施策に大きな違いがでてきます。職員の自然教育の義務化が重要と考えます。 県・市・町・村で自然環境の専門家を作る必要があると考えます。ボランティアばかりでなく、職業人（自然教育レンジャーなど）として専門家を長期的に、具体的に育成することが重要だと考えます。
	45	環境学習や保全活動、自然とのふれあい活動などを担う人材が必要とありますが、これも非常に重要なことですが、その基礎となる生物多様性を認識できる専門性を持った人材が不足しており、その人材を育成する必要があると思います。
	46	各地域にある自然問題グループの把握と集積・連携が必要だと考えます。
	47	「生物多様性を支える人づくりの推進」という表題に、「活動」を追加すべきです。
	48	住民や事業者が汗をかくだけでは達成されませんので、「多様な主体の協働による保全活動の促進」に行政的支援を追加すべきです。
	49	積極的に取り組むインセンティブが必要なので、生物多様性保全に取り組む事業者（個人経営者も含む）の認定及び事業者への固定資産税の減免などの優遇措置を実施すべきと考えます。
重点プロジェクト全般	50	5つの分野（里地里山保全再生、河川・湿地保全再生、野生動植物保全、生物多様性を支える人づくり、企業・大学との連携）の中の取組について、推進を担当する部署（課）の名称を明記し、係る施策等があれば掲載ください。
	51	「5年間の重点プロジェクト」には、直接推進する担当課及びとちぎ戦略の統括担当課を置く必要があると考える。その旨を加筆すべきと考えます。 また、他の施策との関連性を図式化し、生物多様性保全の重要性と位置づけを誰もが確認しやすいようにするべきと考えます。
	52	生物多様性とちぎ戦略と他の施策との位置づけと関連性が良く分かるよう図式化したものを添付してください。また、拠点及び統括担当課を明確にしてください。
里地里山保全再生	53	○里地での取組み★環境にやさしい農業として「有機農業の推進」を掲載ください。 ○地域資源としての再生・活用★「・・生き物をシンボルとして活用する取組を広め、生物多様性に配慮した地域の農産物の消費拡大を促します」と掲載ください。
	54	○里地での取組み ★環境にやさしい農業として「有機農業の推進」を加筆する。 ○地域資源としての再生・活用★「・・生き物をシンボルとして活用する取組を広めるだけでなく「・・取組を広め、生物多様性に配慮した農産物の利用を促します」などと加筆する。

生物多様性を支える人づくり	55	NPO等への活動支援の項目を設定し、「活動内容のアピールや発表の機会を提供する。また、専門家とNPOが一堂に会する活動発表の場を提供するなど、活動の充実とネットワーク化への支援を図る。」を掲載ください。NPOの活動が活発になり増えるよう御支援ください。
	56	「県立博物館や水族館の、資料・情報・指導をさらに充実させるため、正規専門職員の増強を図ります」を掲載ください。とちぎ戦略の拠点の人材確保は重要です。
	57	県立博物館の位置づけは、今後ますます重要になってくる。生物多様性アドバイザー認定や、理系教職員の研修だけでなく、生物多様性保全のリーダー的存在として、専門的知識の高い集積や優れた情報発信機能を充分発揮できるよう、博物館の正規専門職員の計画的増員を図るべきと考えます。
	58	県民の自然問題等の質問に応えるためには、博物館の人、予算、設備の充実が基本であると考えます。一人で何役も担当しているようでは、どのような立派な計画も「絵にかいたモチ」になると考えます。 また、自然環境調査などへの予算面での充実が必要だと考えます。
	59	生物多様性の日（毎年5/22）を中心とした催しについて、「市町や環境保全団体・・・」に限らず、「教育機関、市民組織、消費者団体、企業」も含まれるべきであり、それらを加筆するべきと考えます。
効果的な戦略の推進全般	60	本戦略を効果的に推進するには、多様な主体や外部の機関との連携・協働とともに、県の内部での推進体制が不可欠です。「中心的な役割を担う組織」と「各部局との連絡調整の仕組み」について、具体的に言及してください。 また将来的には「生物多様性センター」のような新たな組織が必要と考えますが、検討の必要性について言及してください。
	61	戦略の行動計画の達成度評価 「毎年度、掲げた行動計画の達成度を評価して取り組みに反映します。」を追加すべきだと考えます。
各主体に期待される役割、県民	62	「生物多様性に配慮した物品を選択し、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する」と掲載ください。消費者や商品の表現より、広い意味になります。
	63	「消費者・・・商品・・・」項目は、消費者や商品の枠に限定することなく、「生物多様性に配慮した物品を選択する」等の表現の方が、県民一人ひとりに生活の選択肢を広く示す意味で、より適切と考えられる。
各主体に期待される役割、保全活動団体	64	「企業や教育機関・・・」の後に、「市民組織や消費者団体」も加筆する。
各主体に期待される役割、市町	65	現在、多くの市町には生物多様性を専門に扱う「環境部局」がなく、「農林部局」などが兼務しています。したがって、まずは生物多様性を専門に扱う部局の設置が必要と考えます。市町へ期待される役割の項目に、この点を追加してください。

多様な主体との連携・協働	66	<p>「保全活動団体との協働」として、異分野・異地域の保全活動団体のネットワークの構築をあげていますが、(1) 市町や企業とのマッチング、(2) 基金を活用した活動助成、(3) 県との定期的な意見交換について、追加してください。</p> <p>また、「市町との連携」では、県には市町と連携を図るだけでなく、市町の担当部局に対して生物多様性に関する知識や技術を習得する機会を積極的に提供する取組みを追加してください。</p>
指標	67	<p>生物多様性に関する現状（ベースライン）を示したうえで、それに対する目標を示し、それをいつまでにどのようなやり方で達成するかということを示すべきだと考えます。</p>
国有林野の管理	68	<p>かつて高館山のブナ等の保全に関して、国有林野の売却が自然環境の保全に大きく影響することとなり、関係機関で長い時間を掛けて話し合わねばならない事がありました。</p> <p>「国有林野」の管理と言う課題は、栃木県の自然を考える際にさけて通れない重要な問題です。国、林野行政の抱える問題が現実のしかかっている現状認識が、素案の中で読みとれません。</p>